

第一回國會議院財政及金融委員會會議錄第三号

付託事件

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一号)
財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二号)
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第三号)
酒類配給公團法案(内閣送付)(第一号)

昭和二十二年七月九日(水曜日)
午前十四時四十二分開議

出席委員

委員長 北村徳太郎君
理事 島田 晋作君 中崎 敏君
梅林時雄君 早稲田和吉君
塚田十一郎君 吉川久衛君

赤松 勇君 川合 彰武君
川島 金次君 河井 榮藏君
佐藤親次郎君 田中織之進君
西村 榮一君 林 大作君
松尾 トシ君 八百板 正君
大上 司君 栗田 英男君
中曾根康弘君 原 彪君

細川八十八君 松田 正一君
泉山 三六君 江崎 眞澄君
島村 一郎君 周東 英雄君
鈴木 正文君 若米地英俊君
山口喜久一郎君 井出 太郎君
内藤 友明君 河口 陽一君

六月十日委員石橋湛山君議員退職につき、その補闕として七月八日鈴木正文君が議長の名で委員に選任された。
七月七日委員福田繁芳君辞任につき、その補闕として七月八日栗田英男君が議長の名で委員に選任された。
出席政府委員

大藏事務次官 小坂善太郎君
大藏事務官 前尾繁三郎君
大藏事務官 榎田 光男君
大藏事務官 福田 越夫君

本日の會議に付した事件

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一号)
財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二号)
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第三号)

○北村委員長 會議を開きます。これより質疑に入ります。質疑は要求順によつて許可することにいたします。御質疑はありますか。

○吉川(久)委員 先日御説明の中で、ちよつと私聞き漏らしたのではなかつたかと思ふ点を、もう一ぺん伺つておきたい。國民貯蓄組合法の一部改正に關する法律案の中で御説明を、農業會等非課税團體を廃止するというようになつてゐるに何つたのでありますが、第三点をちよつと……

○福田政府委員 第三点は、市町村農業會等の預金に対する課税上の特別の取扱ひを取りやめるためのものであります。現行法では市町村農業會市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合の幹旋によるものとみなして非課税となつておるのであります。過渡の税制改正によりまして、各種の非課税團體が整理されました結果、市町村農業會等の預金についてのみ、課税上特別の取扱ひをなすことは不適当と認められますので、今回これを廃止しようとするものであります。もつとも市町村農業會等の會員をもつて國民貯蓄組合を結成いたしますときは、一定の限度まで非課税の取扱ひを受けられますので、実質的にはさほど影響はないものと認められるのであります。そういう説明であります。

○吉川(久)委員 わかりました。
○北村委員長 ほかに質疑はありますか。

○川島委員 多分先だつての委員會の當日、委員長を通じてお願いをしてあつたと思いますが、財産税の徴収の実情というものが、たとえば財産税の不動産の納入、あるいは延納等の件数等、細かなものを聴きたいと思ひましてお願いをしたはずであります。ここに於ておりましたら、もし資料をお持ちでしたならば、こゝでちよつと當局から御報告をお願いしたいと思ひます。

○前尾政府委員 納税人員等につきまして後で申し上げますが、現金、物納延納、そういうような關係で、ただいまのところ申告なり、あるいは申請になつた分だけを申し上げます。実はただいまのところ、折角公正な決定をする準備をいたしておりましたが、その運びにまだまゐつておりませんが、それは二月十八日現在の数字でございます。申告申請額として總額が三百五十億二千九百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘でございます。その内訳につきましては、現金が百三十四億九千九百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、物納の總計が百八十七億五千五百五十九万四千七百六十九円九角九分九厘、物納の内訳については申し上げません。

すと、旧勘定預金で納められるものが四十四億四千三百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、國債納付の分が十四億二千九百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、それから國債以外の有價証券が二十六億五千六百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、土地が五十五億三千九百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、建物が二十二億三千三百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、その他が二十四億四千九百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、その總計が百八十七億二千九百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、その後の状況で申し上げますと、現金納付になりましたものが非常に多くなつております。四月末日の現在で申し上げますと、現金が百五十一億二千八百九十九万四千七百六十九円九角九分九厘、というふうな状況であります。それらは物納の分あるいは延納の分が振り替つてまいつたわけでございます。なおこまかい数字はあとで申し上げます。

○川島委員 今のお話ですと、三百五十六億というものが申告の実情だそうですが、大体財産税の總額の予定は、四百三十五億万円だと私は記憶しております。四百三十五億万円の税収予定額のうち、それ／＼當局はあらかじめ現金の納付、物納、延納等の、大体の計画的な予定表もできておつたように記憶しておるのであります。三百五十六億という、約七、八十億の見込み違いだという形になるのか。それとも四百三十五億万円の予定の税収があるという方針で目下進んでおられるのか。それをひとつ伺いたいと思ひます。

○前尾政府委員 予算はただいまお話の通り四百三十五億でございます。先ほど申し上げましたように、これは申告になりました分だけでございまして、ただいま更正並びに決定の準備中でございまして、それによりまして大体予定

の収入はあげ得るということとをわれわれは考へております。
○川島委員 財産税の予定の収入をあげ得るという御方針がどうであつても、實際上はなかなか、そうもいきかねておられるのが本音ではないかと私は想像しておるのであります。
なおこの機会にお尋ねいたします。この財産税の問題について、多分地方財務局地区を中心としての、それ／＼民主的な審査會と申しますが、調査會と申しますが、そういう機関が設置されたとは記憶しておるのでありますが、その機関はどういう活動を現在までしておつたか。また將來どういう活動をするのか。それをひとつお尋ねしたいと思ひます。

○前尾政府委員 財産税等の調査會につきましては、これは先ほど申し上げましたように、更正決定をする場合に、その委員會に諮問して決定するわけでありまして、その委員會は多分八月頃から開會することになると思ひます。

それから先ほどお話の通りに、予算額に達するのにはまだ七、八十億ありますので、相当困難かとも思ふのであります。資料によりまして大体その程度ならば私はいくというふうに、財務局並びに各税務署の報告から推しまして確信しておる次第であります。

○川島委員 さらにこの際私は當局に重大な警告を發しておきたいと思ひます。それは財産税並びに最近の増加所得税、この税金の納入をめぐつて、や

やもしればまことに好ましくない風評が、地方税務署の官吏の一部にひんぴんとして起つておることあります。中にはわすか二十七、八才の青年税務官吏が、非常な財産をつくつたというようなことも、眞偽は別といたしましてそういう風評が上つておることあります。おそらく当局といたしましては、近頃のそれら第一線に立つておる税務官吏の若い人々に対する指導監督は、十分に私はやつておるべきだと思ひますが、眞偽のほどは別といたしまして、きような風評が至るところにひんぴんとわれ／＼の耳にはいるということとは、まことに遺憾なことだと思ふのであります。私はこの前の議会においてもこの点は一應御注意を申し上げまして万遺憾なきことをお願い申し上げておつたはずでありますが、その後もうろ／＼な話を実は耳にいたしますので、当局においては、そういうことがあるなしは別といたしましても、徹底的にひとつ指導監督を強めてもらいたい。いさ／＼と納税者の中に怨嗟の声も起つておりますし、また、ただいま申しましたような、好ましくない風評が起つておること、も事実であります。中央の各位にはまだわかつておらないと思つてありますが、どうぞ重ねて申し上げておきます。地方税務署における官吏の指導監督については、徹底的に強化してもいいなということを、この際御注意を申し上げておきます。

○小坂政府委員　ただいま川島君から、いろいろ御注意がありました。が、当局といたしまして、もちろん最善を盡しておるであります。川島君御自身も仰せられたように、おそく風評と

いう点は多分にあるだろうと考えます。しかしながらこれと同時に実はお吏が不斷に危険と誘惑にさらされておるのに対しまして、当局といたしましては特別の待遇を考慮して、その地位を確立したいというように考えております。どうぞ各位におかれまして、今の税務官吏に対しましては重要なものであるということの観点からいたしまして、十分御同情ある御協力をいただきたいと思ひます。先般も御承知のように神奈川縣の間税課長の端山豊藏君は、忠実に職務執行中不幸不慮の死を遂げられました。これに対しましても一般から非常な御同情を賜りましたのが、その死を無にしないために、非常な決意をもつておる次第であります。どうぞ御同情あるお力添えをお願いする次第であります。

○川島委員　ただいま政務官のお話は、よくわれ／＼も了承しております。いうまでもなく、税務官吏の待遇等については、われ／＼としても政府がかなりの考慮を拂わなければならぬ実情にあるということとはよくわかつてお

プライベートの金を出して、辛うじてそれをやつておるといふことや、それから御承知のように旅費がやはり從來から御承知の規定である。従つて汽車賃が相違上つたにかかわらず、旧規定によつて旅費を支給されておるといふ実情である。そういうことで税務官吏が非常に公務を執行する上においてすらも、自分の費用を拂つていかなければ、満足な仕事を進めていくことができない。そういう状態である。一面にただいま政務官からもお話がありましたごとく、税務官吏の待遇といふものは、かならずしもわれ／＼として満足なものとは思つておりません。そういう建前からいきまして、税務官吏に対する徹底した待遇の処置を講ずると同時に、私はただいまお話が出ましたから申し上げるのでありますが、一体税務署にそういう満足な予算がまわつておられないといふことが事実なのが、もしまわつておらないとすれば、それに対して相当な金を拂うことが必要ではなかつておりませうか、この際お聴かせを願いたいと思ひます。

○前尾政府委員 最初にお話のありました監察の点につきましては、従来財務局で監査課というのがありまして、それでやつておりましたのですが、なぞ、お主税局におきましても、監理課及び職員課という二つの課を最近殖やしまして、職員の指導、監督ということに就いて、万全を期したいというつもりでやつておる次第でございます。それから経費の問題につきましてはお話があらうたのでありますが、経費につきま

比べましても、最近では幾分癒えてまいりましたものの、はなはだ僅少でございます。しかしただいまお話のありましたような、通信費に全然事欠くというようなことは、予算的にはいたしてはなかつたのでありますが、年の中途で通信費が上る、あるいは旅費が上るというときに、従来の予算だけでまいりますと、非常に窮屈になつていく。

昨年あたりは非常に困つたような実情にあつたわけでございます。その後追加予算なり、いろいろなこと、加へてどうにかいける程度にはいたしておりますが、ただいまお話のあつたような事実もとく／＼生じたかと、私も心配いたしておる次第でございます。本年につきましては、かなりの予算を計上いたしましたので、そういう

ような心配はないというふうに確信いたしましたのでありますが、今度の大幅の汽車賃の値上げその他によつて、そういう危険が必ずしもないことではないというふうに考えておりますので、最近それらによつて経費の見直しをしておるといふような実情でございます。

○川島委員 この法案に直接関係はか
いのですが、この機会にちよつとお伺
いしておきたいと思います。今度の料
理店の六箇月営業停止、それに伴つて
業者に従来配分されておりましたビー
ルとか酒などが、相当数量浮び上つて
くるのでありますが、その数量は一体
どのくらいになるのであるか。それか
らその数量をどういう方面に流す計画
を立てておるか。それをちよつとお願
きしたいと思います。

のであります。ところが四月、五月は配給酒でございまして、またこれが十二月までのことになっておりますか。それから、その後にあるいは配給するようなことになるかも知れませんので、それらを勘案して、浮び上る酒は四万石程度に過ぎないと思います。しかしそれだけとはにかく浮くのでありますから、その配給方法につきましては現在考慮中でございます。できれば國民酒場という式のを致したいと思いますが、何かそういうような方向でいきなす。それからそれ以外にもビース、コロナ式な自由販賣というようなことにはつきましても、場合によつては酒の公賣園ができまして際には考え得るのじやないかというつもりで、ただいま研究中でございます。

○川島委員　ビールはどうですか。

○前尾政府委員　四万石と申し上げま

て、ビール六本が酒一升という割合で換算しているわけでございます。

○川島委員 ただいま前尾さんのお話
で大分耳よりなお話を承つたのであり
ますが、この浮び上つてくる四万石の

酒類は、一艦大衆のために國巨澤場
もしくはビース、コロナ程度の自由販
賣にしたらどうかという案があるとど
つしやつたのですが、せつかくのお託
でありますから、私どもの意見を申し
上げたいのであります。もし当局に案
があるのでありますたら、これは國民
酒場の方面にひとつ力を入れてもらい
たい。そうして從來戦災者とか、引揚
同胞の人たちには、きわめて零細な、
露天的な業を始めている人が多かっ

の全体をこういう酒場の復興に吸収するということはもちろん不可能であるし、それを希望するわけではありませんが、そういう方面のいろいろな事情を調査総合されて、せつかくの案があるのではありませんか、それを國民酒場の設置の方面に、できるだけ多くの人を吸収していただくようなことに進めてもらいますれば、まことに一挙両得ではないかと思ひます。ピース、

コロナ式の自由販賣も結構であります、これは別個の問題として考えた方がよいのじゃないか。前回の議会において私は、こういう一つの案を当局に献策したことがあるのであります。

これは酒税の問題、財源の問題等とにらみ合つて、年度の追加予算は相当莫大な数字になつてくるわけでありますから、そういう場合の酒税の新しい考え方をとつて、ただいま申されたピース、コロナ式の自由販賣ということ、は、そのときに考えられる問題であらうと思ひます。できますれば、この國民酒場の設置、それからその方面に從來やつていた職業者、引揚者をできるだけ吸収するという、このことを私も強く希望いたしておく次第であります。

それから、これもこの法案に直接の關係はありませんが、年度の財産税の納税による有價証券の問題、それと同時に例の解体財産の有價証券、それから企業整備によつて生じてくる証券類も相当な額に上るのではないかと、それらをつき合はせると相当な、額面になると思ひますが、それが累計的にわかつておられますればお示し願ひたいということ、その有價証券の換金の問題であります、それが当局

の見込み通りに、順調に運ぶ状態になつておるかどうかということをも、併せてお聴かせ願へば幸ひだと思ひます。

○榎田政府委員 たいまお尋ねのありました各種の有價証券につきましても、昨年公布いたしました有價証券の処理調整に関する法律によつて、ただいま有價証券処理調整協議会というものができておりますが、それにかへまして、具体的に逐次計画的にこれらの有價証券をさばいていくという段取りをつけたところでございます。大体の金額を申し上げますと、持株会社整理委員会関係で、これは財閥関係になります、その関係の有價証券が七十九億、くらいになるのではないかと存じます。また閉鎖機関の整理委員会関係の有價証券が二十七億、見当にならうかと思ひます。また制限会社及び企業再建整備法関係に基きまして、これはいかほど出て来ますか、まだはつきりした見当はつかないもので、大ざつぱなところで推定いたしておりますが、約六十億、四、五億、くらいと思ひます。そのほか産財税及び戦時補償特別課税の物納關係の有價証券であります、家屋とかその他のもので、大体二十九億、くらいと見積りますと、百九十五億、くらいになります。そしてこれらのうち約三分の一から半分、くらいのもので大衆にさ

ばきたいと考えておりますので、かたがた証券処理調整協議会の今後の任務は、非常に重大なことになるのです、市場の状況であるとか、その他とにらみ合はせまして、計画的に逐次これを処分していくという段取りを、今つけておるところでございます。

○川島委員 たいへん一人で長く聴き

ますが、多少時間があるそうですから、ついでにもう一つ伺ひたいと思ひます。思ひついたまま順序を追つていない感じがありますが、その点御了承願ひたいと思ひます。実は総合所得税の問題につきましても、あの法案が成立いたしました当時、われわれといたしましては大蔵当局に對しまして、殊に農村に對する増加所得税の問題については大いに慎重を期してもらいたい。というのは一町歩以下の零細な農耕業者に對して、増加所得税のこときものをかけることは検討を要する問題ではないかということで、私も意見を上上げましたときに、これは多分速記録にも残つておると思ひますが、一町歩以下の零細農家に對しては、増加所得税のごときものをかけない方針で臨みたい。こういうことを前の池田主税局長からお話がありましたので、私もそれを了承いたしました。で、あの法案というものの成立に協力

をいたしたのであります。しかるところ増加所得税の問題が実施されますや、可なり地方において零細な農家、たとえば五反、六反の、数反内外の零細な農家にすらも相当な額に上る税金をかけておるのであります。その問題について、それ、納税通知を受けた人たちがかけつけて折衝をいたしたものがの中には、あるいは緩和された、免税されたものもあるやに聞いておるのであります。少くとも五、六反で、しかも純農の立場に立つ農家に、二、三、四、五反、多きは三、四、五反の増加所得税の令書で、実際に発行しておる実例が非常に多いのであります。しかもそれが内職でもしておつて、それからの収入も相当にあるものであるといたします

ば、またこれは多少の税の負担をしてもらうこともやむを得ぬと思ひますが、今申し上げました純農の立場、しかも数反歩の農家が、相当な税をかけられておることになつておりましたが、当局としてはまだ増加所得税は徴税中でありまして、今後とも從來のような形で、六反や七反のものに、この際根こそぎ税金をとるのだという方針で臨むのか。それとも前回の議会において当局が責任をもつて声明されたように、一町歩以下の零細農家には、できるだけ税をかけないという方針というものを、今後は堅持していくこととするのであります。これを一つこの機会に参考のために伺ひたい。

○前尾政府委員 増加所得税を一町歩以下のものにはかけないとし上げたことは、おそらく事実であると私も考えます。と申しますのは、御承知のように増加所得税には七千円の基礎控除という、七千円を超過した場合に課税するといういき方をしております。その七千円の控除をつくりました際の考えは、大体標準率その他から勘案いたしました、一町歩程度の人はそれによつてかからないという意味合でつくつたのであります。従つてその後の増加所得税の決定につきましては、農家は全国的に考えますと、ほとんどかかつておらないというのが實際であると思ひます。しかし基礎控除七千円というのでまいつておりますので、たとえ一反以下でありましてもほかの収入があり、また特別の収入、あるいはやみの収入というやうなものがありま

す場合には、当然課税になるわけであり

ます。それからもう一つは昨年の決定を引

いておられますので、要するに増差額に對して決定増加所得税をとるわけでありまして、前年の決定がなかつた場合には、一万円ということになります。また昨年の決定が非常に低かつたという場合には、増差額が殖えてまいりますので、かかる例も相当あるかと思ひます。しかし對差的に考えましたならば、殊に純農村におきましては、一町歩以下で特殊の畑がない場合だつたら、おそらくかかつていないと私は確信しております。

○北村委員長 それでは今日はこれにて散會いたします。次回の開會は公報をもつて通知いたします。

午前十一時二十二分散會

昭和二十二年七月二十六日印刷

昭和二十二年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局